

森・濱田松本法律事務所
弁護士 射手矢好雄

って相当の負担になってきています。その理由のひとつは、申告基準が低いため①各社の中国売上が4億人民元以上、かつ、②売上合計が全世界で100億人民元以上または中国で20億人民元以上（事業者集中の申告基準に関する規定3条）、多くの場合に中国での独禁申告が必要となることです。中国と直接関係のない事業者集中であっても、上記の売上基準に合致すれば、中国での申告が必要になります。申告の際には、膨大な資料を提出すべきこととなります。資料が揃わないと商務部は申告を受理しません。しかも審査に時間がかかります。独禁法上の審査期間は当初は30日、2回延長することができ最長で合計180日です（独禁法25条、26条）。実際には180日近くかかることが常態化しています。丸紅・ガビロンの事案では、180日が経過しそうになると申告をいったん取上げて、再度申告するという手続きを踏んでいます。

さらに、日本企業が関与する案件では、12年9月の尖閣諸島をめぐる外交上の問題が影響して、独禁審査に時間がかかっているとの指摘もあります^[注5]。感覚的にはそう思うこともありますが、明確な因果関係は不明です。

商務部も独禁審査に時間がかかりすぎるという問題は認識しており、簡易手続の導入を検討中です。意見募集稿を13年4月3日に発表しましたが、これには何を簡易事件とみなすかの要件（例えば中国で経済活動を行っていない国外企業の買収）を書いています。簡易事件になればどうなるかの効果は触れていません。商務部独禁局の尚明局長によると、審査期間は30日以内とし、13年中には導入したいとのこと^[注6]。

III 国家発展改革委員会の管轄（価格）

13年に入ってから、価格カルテルや再販売価格の維持について、巨額の制裁金を課した事例が出てきました。

液晶パネルの価格をめぐる、韓国のサムソンやLG、台湾の奇美、友達など計6社が国際カルテルを行ったとして、中国の国家発展改革委員会は13年1月にこれら6社に対し合計3億5,200万人民元のペナルティ（制裁金と違法所得没収額の合計）を課しました。これは国際カルテルを米国（08年）、欧州（10年）、韓国（11年）がそれぞれの独禁法に基づき処罰したことを受けて、中国も処罰に動いたものです。なお、違法行為は独禁法施行前のことであったため、独禁法ではなく価格法に基づく処分にしました^[注7]。

中国には茅台酒と五糧液という有名な白酒（透明な蒸留酒）があります。いずれもメーカー側が販売代理店に対して、販売の際の最低価格を指示したとして、独禁法14条違反に問われました。13年2月に貴州省物価局は茅台に対して2億4,700万円の制裁金を課しました^[注8]。同月、四川省発展改革委員会は五糧液に対して2億200万円の制裁金を課しました^[注9]。処罰機関は地方レベルになっていますが、いずれも国家発展改革委員会から授権を受けたものです。

最近では13年8月に国家発展改革委員会が乳児用粉ミルクの外資系メーカー（Mead Johnson、Dumex、Biostime、Abbottなど）に対して、再販売価格の指定が独禁法14条に違反するとして、合計6億6873万円の制裁金を課しました。Wyeth、貝因美、明治乳業は処罰を免除されています^[注10]。これは中国の当局が独自の調査で外資系企業の摘発を開始したことに大きな意味があります。

これら以外にも、制裁金の額は大きくありませんが、10年頃から処罰事例がありました。例えば、価格カルテルをめぐる、10年にビーフン（麺類）のメーカー^[注11]、11年に包装用ボード^[注12]、12年に海砂利の採取企業^[注13]、13年に自動車保険の事例がありました^[注14]。海砂利と自動車保険の事例ではリーニエンシーの制度により処罰の軽減がなされています。

以上は価格に関する独占合意に関するものですが、価格に関する市場支配的地位の濫用に関する事例も出てきています。11年に国家発展改革委員会は医薬品会社に対し、高血圧治療薬の価格を不当に高く設定したとして処罰しました^[注15]。

IV 国家工商行政管理総局の管轄（価格以外）

価格と直接関係のない独占行為（独占合意と支配的地位の濫用の両方）については国家工商行政管理総局が管轄します。その典型的な例は、市場分割です。これについてはいくつかの事例が出てきています。10年に江蘇省で生コンクリート市場^[注16]、12年に河南省で中古車市場^[注17]、浙江省でコンクリート^[注18]、13年には湖南省で保険市場^[注19]、江西省で液化石油ガス^[注20]の処罰事例があります。

さらに最近では13年7月に、国家工商行政管理総局がスウェーデンのテトラパック社を市場支配的地位の濫用（抱合せ販売や差別待遇）の疑いで調査中との報道があります^[注21]。

V 今後の対応策

中国では08年に独禁法が施行されてから、商務部による事業者集中の規制が先行してきました。企業買収の分野では中国における独禁申請をクリアすることが既に大きなハードルになっています。

さらに、最近では、国家発展改革委員会による価格カルテルの取締りがようやく本格化してきました。国家工商行政管理総局による市場分割や抱合せ販売等の取締りも本格化しつつあります。これまでの中国ビジネスのやり方では、同業者同士が会合をもったり、価格情報を話し合ったりすることがよくありました。取引先に厳しい条件をつけることもありました。今後は価格カルテルや支配的地位の濫用として処罰されるリスクが極めて高くなってきました。日系企業にとって、中国におけるコンプライアンスを再構築することが緊急の課題となっています。

（注釈について）紙幅の都合により載せきれなかった本稿の注釈は日中経済協会ウェブサイトよりご確認ください。
<http://www.jc-web.or.jp/JCCont.aspx?SNO=001&b=028>

中国ビジネス Q&A

中国独占禁止法の運用状況

Q 中国独禁法に関わる運用状況やリスク、対策、加えて各政府部門の見解などについて教えてください。

A **I 中国リスクは独禁法にあり**

中国では独占禁止法が 2008 年 8 月 1 日から施行されています。独占行為を、①独占合意、②支配的地位の濫用、③事業者の集中の 3 つに分けて規制しています (3 条)。これは日本の独占禁止法の体系よりも明快です。

中国の問題点は 2 つありました。一つは、法令が整備されていないことでした。独禁法施行後しばらくは、細則がない状況でした。もう一つは、独禁法を運用する機関が 3 つに分かれており、執行事例が少ないことでした。日本では公正取引委員会という単一の当局が独禁法を所轄していますが、中国では単一の役所ではなく 3 つの役所が執行を担当しています。すなわち、価格については国家发展改革委員会が担当し、事業者集中については商務部が担当し、その他は国家工商行政管理総局が担当しています。法体系はすっきりしているのに執行機関が複雑です。

ところが、最近になり、法令が整備されてきました (表 1)。商務部は 10 本の規則や規定を公布しました。これにより、どのような場合に事業者集中の申告が必要か、どのような手続きが行われるか、申告しないとどうなるか等がある程度明確になりました。国家发展改革委員会は 2 本の規則や規定を公布しました。これにより調査の権限、リーニエンシー (処罰の免除や軽減) の制度等がある程度明確になりました。国家工商行政管理総局は 5 本の規則や規定を公布しました。これにより調

査の手続き等がある程度明確になりました。

執行についても事例が出てきました。事業者集中については多くの事例があります。価格カルテルや再販売価格の指定により、巨額の制裁金が課される事例も出てきました。

中国の独禁法の特徴は、罰則が厳しいことです。日本の独禁法違反よりも厳しく、欧米並みかそれ以上と言えます。中国では、違法所得の没収に加えて、前年度売上上の 1~10% の制裁金 (中国語は罰款) が課せられます。違法行為の停止も命じられます (独禁法 46 条、47 条)。筆者は「北京五輪後の中国リスクは独禁法にあり」と言ってきました^[注1]。独禁法施行から 5 年が経過し、それがそろそろ現実となってきました。そこで、本稿では現時点における運用状況を点検し、今後の対応を考えます。

II 商務部の管轄 (事業者集中)

商務部は事業者集中について多くの事例を出しています。事業者集中を禁止したものは、コココーラが中国・匯源公司を買収しようとした事例の 1 件です^[注2]。

事業者集中に条件を付けたものは 18 件あります^[注3]。最近では、丸紅によるガピロンの買収案件があります。

無条件で認めたものは、08 年 8 月 1 日から 13 年 6 月 30 日まで 618 件あります^[注4]。

このように数の上では無条件で認められる場合が多いのですが、実際には中国における独禁法審査が、外資系企業にと

表1 独占禁止法 法令一覧

(2013年8月1日現在)

| 制定機関 | 名称 | 文書番号 | 公布日 | 施行日 |
|------------|---------------------------------------|------------------------------------|--------------------------|--------------------------|
| 全国人民代表大会 | 独占禁止法 | 中華人民共和国主席令第 68 号 | 2007/08/30 | 2008/08/01 |
| 国务院 | 事業者集中の申告基準に関する規定 関連市場の画定に関する指針 | 国务院令第 529 号 | 2008/08/03 2009/05/24 | 2008/08/03 2009/05/24 |
| 商務部 | 外国投資者の国内企業買収による独占禁止に関わる申告についての指針 | | 2007/03/08 | 2007/03/08 |
| | 事業者集中に関する申告文書及び資料についての指導意見 | | 2009/01/05 | 2009/01/05 |
| | 事業者集中申告に関する指導意見 | | 2009/01/05 | 2009/01/05 |
| | 事業者集中申告規則 | 商務部令 2009 年第 11 号 | 2009/11/21 | 2010/01/01 |
| | 事業者集中審査規則 | 商務部令 2009 年第 12 号 | 2009/11/24 | 2010/01/01 |
| | 金融業事業者集中申告における営業額の計算規則 | 商務部等 5 部委令 2009 年第 10 号 | 2009/07/15 | 2009/08/14 |
| | 事業者集中における資産又は業務の分離の実施に関する暫定規定 | 商務部公告 2010 年第 41 号 | 2010/07/05 | 2010/07/05 |
| | 事業者集中の競争への影響評価に関する暫定規定 | 商務部公告 2011 年第 55 号 | 2011/08/29 | 2011/09/05 |
| | 法に従い申告していない事業者集中に対する調査処理に関する暫定規則 | 商務部令 2011 年第 6 号 | 2011/12/30 | 2012/02/01 |
| | 改正後の「事業者集中独占禁止審査申告表」の公布及び施行に関する説明 | | 2012/6/6 | 2012/7/7 |
| 国家发展改革委員会 | 価格独占禁止規定 価格独占禁止に係る行政による法律執行手続規定 | 国家发展改革委員会令第 7 号 国家发展改革委員会令第 8 号 | 2010/12/29 2010/12/29 | 2011/02/01 2011/02/01 |
| 国家工商行政管理総局 | 独占合意行為の禁止に関する規定 | 国家工商行政管理総局令第 53 号 | 2010/12/31 | 2011/02/01 |
| | 市場支配的地位濫用行為の禁止に関する規定 | 国家工商行政管理総局令第 54 号 | 2010/12/31 | 2011/02/01 |
| | 独占合意、市場支配的地位濫用事件の取締手続に関する規定 | 国家工商行政管理総局令第 42 号 | 2009/05/26 | 2009/07/01 |
| | 行政権限の濫用による競争の排除又は制限行為の制止に関する規定 | 国家工商行政管理総局令第 55 号 | 2010/12/31 | 2011/02/01 |
| | 行政権限の濫用による競争の排除又は制限行為の制止手続に関する規定 | 国家工商行政管理総局令第 41 号 | 2009/05/26 | 2009/07/01 |
| 最高人民法院 | 独占行為に起因する民事紛争事件の審理における法律適用の若干問題に関する規定 | 法釈 (2012) 5 号 | 2012/5/3 | 2012/6/1 |

(注) 法令の内容は、「中国経済六法 2012 年版」、「中国経済六法 2013 年増補版」(いずれも筆者が編集代表。日本国際貿易促進協会発行) で日本語で読むことができる。

Q&A

中国ビジネス Q&A

中国独占禁止法の運用状況

(注 1) 射手矢好雄「日経ビジネスマネジメント」2008年3月31日136頁

(注 2) 商務部公告 2009年22号

(注 3) ① INBEV による ANHEUSER-BUSCH の買収 (商務部公告 2008年95号)、② 三菱レイヨンによるルーサイトの買収 (商務部公告 2009年28号)、③ GM によるデルファイの買収 (商務部公告 2009年76号)、④ ファイザーによるワイスの買収 (商務部公告 2009年77号)、⑤ パナソニックによる三洋の買収 (商務部公告 2009年82号)、⑥ ノバルティスによるアルコンの買収 (商務部公告 2010年53号)、⑦ ウラルカーリーによるシルビニートの買収 (商務部公告 2011年33号)、⑧ ペネロプによるサビオの買収 (商務部公告 2011年73号)、⑨ GE と神華による合併会社の設立 (商務部公告 2011年74号)、⑩ シーゲートによるサムスンハードディスクドライブ事業の買収 (商務部公告 2011年90号)、⑪ 漢高香港と天徳化工による合併企業の設立 (商務部公告 2012年6号)、⑫ ウェスタン・デジタルによる日立ストレージの買収 (商務部公告 2012年9号)、⑬ グーグルによるモトローラ・モビリティの買収 (商務部公告 2012年25号)、⑭ ユナイテッドテクノロジーズによるグッドリッチの買収 (商務部公告 2012年35号)、⑮ ウォルマートによる紐海控股の33.6%持分の買収 (商務部公告 2012年49号)、⑯ ARM、Giesecke & Devrient 及び Gemalto による合併企業の設立 (商務部公告 2012年87号)、⑰ グレンコアによるエクストラータの買収 (商務部公告 2013年20号)、⑱ 丸紅によるガピロンの買収 (商務部公告 2013年22号)

(注 4) 商務部ウェブサイト <http://fldj.mofcom.gov.cn>

(注 5) 中川裕茂、濱本浩平「中国独占禁止法に基づく企業結合届出審査の近時の遅滞と統計」国際商事法務 2013年1月号21頁

(注 6) 新華網 http://news.xinhuanet.com/energy/2012-12/28/c_124160899.htm

(注 7) 国家発展改革委員会のウェブサイト http://jjs.ndrc.gov.cn/gzdt/t20130117_523203.htm

(注 8) 中国政府のウェブサイト http://www.gov.cn/jrzg/2013-02/22/content_2338339.htm

(注 9) 四川省発展改革委員会のウェブサイト <http://www.scdrc.gov.cn/dir25/159074.htm>

(注 10) 「国家発展改革委員会のウェブサイト http://www.sdpc.gov.cn/xwfb/t20130807_552991.htm

(注 11) 国家発展改革委員会のウェブサイト http://www.ndrc.gov.cn/xwfb/t20100330_338104.htm

(注 12) 国家発展改革委員会のウェブサイト http://jjs.ndrc.gov.cn/gzdt/t20110119_391551.htm

(注 13) 国家発展改革委員会のウェブサイト http://jjs.ndrc.gov.cn/gzdt/t20121026_510834.htm

(注 14) 中央人民政府のウェブサイト http://www.gov.cn/jrzg/2012-12/28/content_2301393.htm

(注 15) 国家発展改革委員会のウェブサイト http://jjs.ndrc.gov.cn/gzdt/t20111115_444599.htm

http://www.saic.gov.cn/ywdt/gsyw/dfdt/xxb/201101/t20110126_103772.html

(注 16) 国家工商管理総局のウェブサイト http://www.saic.gov.cn/ywdt/gsyw/dfdt/xxb/201101/t20110126_103772.html

(注 17) 国家工商管理総局のウェブサイト http://www.saic.gov.cn/jgzf/fldyfbzljz/201210/t20121011_130111.html

(注 18) 国家工商管理総局のウェブサイト http://www.saic.gov.cn/fldyfbzdzj/dxal/201302/t20130219_133367.html

(注 19) 国家工商管理総局のウェブサイト http://www.saic.gov.cn/ywdt/gsyw/dfdt/xxb/201301/t20130123_132814.html

(注 20) 国家工商管理総局のウェブサイト http://www.saic.gov.cn/fldyfbzdzj/dxal/201302/t20130219_133369.html

(注 21) 新華網 <http://www.xinhuanet.com/fortune/2013cjht/10.htm>、人民網 <http://finance.people.com.cn/n/2013/0731/c1004-22388854.html>